

令和三年五月十一日受領
答弁第一一二号

内閣衆質二〇四第一一二号

令和三年五月十一日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員岡本充功君提出令和三年四月の傷病者の救急搬送の状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岡本充功君提出令和三年四月の傷病者の救急搬送の状況に関する質問に対する答弁書

一について

総務省消防庁において把握しているお尋ねの「七都府県」内の指定都市等における①令和三年三月二十九日から同年四月四日までの間、②同月五日から同月十一日までの間、③同月十二日から同月十八日までの間及び④同月十九日から同月二十五日までの間の傷病者の救急搬送において消防機関から医療機関に対する傷病者の受入れの可否に係る照会回数が四回以上となった事案の発生件数は、それぞれ次のとおりである。

東京消防庁 ①千八十一件 ②八百五十五件 ③九百三件 ④千六十四件

大阪市消防局 ①二百四十二件 ②二百九十五件 ③三百五十四件 ④三百三十六件

堺市消防局 ①二十四件 ②二十二件 ③四十六件 ④六十三件

横浜市消防局 ①六十七件 ②六十九件 ③六十三件 ④八十五件

川崎市消防局 ①二十件 ②二十五件 ③二十五件 ④二十九件

相模原市消防局 ①十五件 ②二十一件 ③二十一件 ④十二件

名古屋市消防局 ①三十四件 ②四十三件 ③二十三日 ④四十八件

さいたま市消防局 ①五十四件 ②四十四件 ③五十六件 ④四十六件

千葉市消防局 ①百四件 ②八十二件 ③七十九件 ④七十四件

神戸市消防局 ①四十三件 ②五十六件 ③七十五件 ④六十六件

また、お尋ねの「照会回数」が十一回以上であった事例の発生件数は把握していない。なお、お尋ねの「七都府県」内の指定都市等のうち個別のヒアリングにより総務省消防庁において把握している千葉市消防局における同年三月二十九日から同年四月四日までの間、同月五日から同月十一日までの間、同月十二日から同月十八日までの間及び同月十九日から同月二十五日までの間の傷病者の救急搬送における最多の照会回数は、それぞれ、十六回、十六回、十三回及び十五回である。

二について

総務省消防庁において把握しているお尋ねの「七都府県」内の指定都市等における①令和三年三月二十九日から同年四月四日までの間、②同月五日から同月十一日までの間、③同月十二日から同月十八日までの間及び④同月十九日から同月二十五日までの間の傷病者の救急搬送において現場滞在時間が三十分以上

となった事案の発生件数は、それぞれ次のとおりである。

- 東京消防庁 ①二千三百四十七件 ②二千二百二十九件 ③二千二百六十件 ④二千三百六十六件
- 大阪市消防局 ①四百七十三件 ②五百六十件 ③六百七十二件 ④六百八十件
- 堺市消防局 ①七十五件 ②六十四件 ③百二十四件 ④百四十五件
- 横浜市消防局 ①六百六件 ②六百十五件 ③五百九十八件 ④六百十四件
- 川崎市消防局 ①百六十七件 ②二百件 ③百九十一件 ④百八十六件
- 相模原市消防局 ①八十四件 ②八十三件 ③八十六件 ④七十四件
- 名古屋市消防局 ①百十四件 ②百二十三件 ③百二十七件 ④百五十五件
- さいたま市消防局 ①百五十一件 ②百六十七件 ③百七十四件 ④百五十三件
- 千葉市消防局 ①百八十四件 ②百八十三件 ③百六十五件 ④百八十一件
- 神戸市消防局 ①百三十件 ②百五十八件 ③二百五件 ④百八十六件

また、お尋ねの「七都府県」内の指定都市等のうち個別のヒアリング等により総務省消防庁において把握している一部の指定都市における①同年三月二十九日から同年四月四日までの間、②同月五日から同月

十一日までの間、③同月十二日から同月十八日までの間及び④同月十九日から同月二十五日までの間の傷病者の救急搬送において現場滞在時間が一時間以上となった事案の発生件数は、それぞれ次のとおりである。なお、お尋ねの現場滞在時間が「最長何分であったのか」については把握していない。

大阪市消防局 ①五十九件 ②百二十六件 ③二百二十件 ④二百二十五件

横浜市消防局 ①三十一件 ②四十件 ③二十五件 ④三十四件

さいたま市消防局 ①七件 ②十四件 ③十八件 ④十九件

千葉市消防局 ①三十件 ②二十九件 ③二十四件 ④二十六件

三について

御指摘の答弁は、先の答弁書（令和三年二月九日内閣衆質二〇四第一八号）一についてでお答えしたとおり、令和三年一月二十五日の衆議院予算委員会における江田憲司委員の質問及び令和二年三月十八日の衆議院厚生労働委員会における阿部知子委員の質問において、「医療崩壊」との用語を用いた委員の発言を踏まえたものであり、特定の事象を想定して答弁したのではない。

四について

お尋ねについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や医療資源が地域によって様々であることから、一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、必要な施策を講じていくことが重要であると考えており、大阪府及び兵庫県と連携しながら、病床や医療従事者の確保等、必要な方が必要な医療を受けることができる体制の確保に取り組んでまいりたい。

五について

御指摘の「数」を含む新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等については、療養先を決定する都道府県等において、適切に把握しているものと考えており、政府としては、「第二十三回目以降の新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和二年九月二十九日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（医療班）事務連絡）に基づき実施している調査により、新型コロナウイルス感染症患者の療養場所の種別ごとの人数等の療養状況等について把握することとしているところであるが、御指摘の「数」については、都道府県等の負担を考慮し、把握していない。

政府としては、引き続き、必要な方が必要な医療を受けることができる体制を確保するために、新型コ

コロナウイルス感染症患者の療養状況等について、都道府県等の負担を勘案しつつ、適切な実態把握に努めてまいりたい。